

一般社団法人日本 Pediatric Interventional Cardiology 学会
会員及び会費規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本 Pediatric Interventional Cardiology 学会（以下、「本会」とする。）の会員及び会費に関する事項を定めることを目的とする。

(入会)

第 2 条 入会希望者は、氏名・所属・その他の必要事項を明記し、当該年度の会費を添えて本会事務局に申し込むものとする。

(会費)

第 3 条 会費は、毎年 12 月末日までに、当該年度の会費を納入することとする。

2 会費の年額は以下の通りとする。

- (1) 正会員 8,000 円
- (2) 賛助会員 50,000 円

3 名誉会員は、会費の納入を免除する。

(改廃)

第 4 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本 Pediatric Interventional Cardiology 学会としての登記の日より施行する。